



埼玉県報

第 457 号
令和 5 年(2023 年)
10 月 17 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（感染症対策課）
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（生活衛生課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（生活衛生課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（食品安全課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）

条例

- 災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例（感染症対策課）
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警務課）

規則

- 理容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 興行場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）

- 所沢都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 東松山都市計画及び小川都市計画下水道の変更の案の縦覧（下水道事業課）
- 県道蒲生岩槻線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告（下水道事業課）
- 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告（下水道事業課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）

（感染症対策課）

一 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額を定めるための改正

二 内容

(一) 「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(二) 規定の整備

三 施行期日

公布の日（適用は令和五年九月一日）

本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（生活衛生課）

一 趣旨

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の要件を定める等するための改正

二 内容

- (一) 第一条の二及び第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。
- (二) 第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

三 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（生活衛生課）

一 趣旨

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定めるための改正

二 内容

別表保健医療部の項第五十七号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

三 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法の一部改正を踏まえ、ふぐ処理施設の営業者が当該営業を譲渡する場合において、当該営業を譲り受けた者が新たに認定を受けることなく営業者の地位を承継するための改正

二 内容

ふぐ処理施設の営業者の地位の承継に係る規定の整備

三 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（警務課）

一 趣旨

深谷市における町の区域の新設に伴い、寄居警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

二 内容

寄居警察署の管轄区域の変更

深谷市の新たな町の区域となる「花園」を加える。

三 施行期日

公布の日

条 例

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の額に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十条」を「第四条の五」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和五年九月一日から適用する。

条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十九号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項第五十七号中「又は第三条の三第一項」を「第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十一号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、この条例の施行の日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表寄居警察署の項中「永田」の下に「花園」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十一号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「省令」の下に「第二十条の二第一項、」を加える。

様式第一号中

10 申請理由の別	新規	・ 営業
11 (営業譲渡の場合) 4～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり	・ 変更

譲渡
なし

を削り、同様式の添付書類7を削り、同様式の注中1を削り、2を1

とし、3を2とする。

様式第三号(三)を様式第三号(四)とし、様式第三号(二)を様式第三号(三)とし、様式第三号(一)を様式第三号(二)とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号(1) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届 (事業譲渡)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者氏名	
生年月日 (法人にあつては省略)	
下記のとおり理容所の開設者の地位を事業譲渡により承継したので、届け出ます。	
記	
1 譲渡人の氏名又は 名称及び代表者氏名	
2 譲渡人の住所又は 主たる事務所の所在地	
3 譲渡の年月日	
4 理容所の名称 (屋号)	
5 理容所の所在地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「省令」の下に「第二十条の二第一項、」を加える。

様式第一号中	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業
11 (営業譲渡の場合) 4～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更

譲渡
なし

を削り、同様式の添付書類7を削り、同様式の注中1を削り、2を1

とし、3を2とする。

様式第三号(三)を様式第三号(四)とし、様式第三号(二)を様式第三号(三)とし、様式第三号(一)を様式第三号(二)とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号(1) (第4条関係)

美容所の開設者の地位の承継届 (事業譲渡)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者氏名	
生年月日 (法人にあつては省略)	
下記のとおり美容所の開設者の地位を事業譲渡により承継したので、届け出ます。	
記	
1 譲渡人の氏名又は 名称及び代表者氏名	
2 譲渡人の住所又は 主たる事務所の所在地	
3 譲渡の年月日	
4 美容所の名称 (屋号)	
5 美容所の所在地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「及び」を「、」に改め、「第二条の四第一項」の下に「及び第二条の五第一項」を加える。

様式第一号中

10 申請理由の別	新規	・ 営業譲
11 (営業譲渡の場合) 4及び6～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり	・ 変更なし

渡

を削り、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
様式第一号の注中1を削り、2を「1」・3を2とする。

様式第二号中

9 申請理由の別	新規	・ 営業譲
10 (営業譲渡の場合) 3及び5～8について既存の営業からの変更の有無	変更あり	・ 変更なし

渡

を削り、同様式の添付書類1を次のように改める。

1 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

様式第二号の添付書類中2を削り、3を2とし、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第四号(三)を様式第四号(四)とし、様式第四号(二)を様式第四号(三)とし、様式第四号(一)を様式第四号(二)とし、様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(1) (第6条関係)

クリーニング営業者の地位の承継届 (事業譲渡)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者氏名 生年月日 (法人にあつては省略)	
下記のとおりクリーニング営業者の地位を事業譲渡により承継したので、届け出ます。	
記	
1 譲渡人の氏名又は 名称及び代表者氏名	
2 譲渡人の住所又は 主たる事務所の所在地	
3 譲渡の年月日	
4 名称 (屋号)	
5 所在地 (無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号)	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

附 則

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第三号中「寄附行為」の下に「の写し」を加え、同条第四号を削る。
 - 第五条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第六条とする。
 - 第四条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第五条とする。
 - 第三条中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条を第四条とする。
- 第二条の次に次の一条を加える。

（譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出）

第三条 法第二条の二第二項の規定により譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長に提出しなければならない。

- 一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

様式第一号中	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 (営業譲渡の場合) 3～6について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

を削り、同様式の添付書類3中「寄附行為」の次に「の写し」を加え、

同様式の添付書類4を削り、同様式の注を次のように改める。

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

- 様式第五号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を様式第六号とする。
 - 様式第四号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第五号とする。
 - 様式第三号中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を様式第四号とする。
- 様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号（第3条関係）

興行場営業承継届（事業譲渡）				
年 月 日				
(宛先)				
埼玉県 保健所長				
住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名				
次のとおり興行場営業を営む者の地位を承継したので、届け出ます。				
1 譲渡人の氏名又は名称及び代表者氏名				
2 譲渡人の住所又は主たる事務所の所在地				
3 譲渡の年月日	年 月 日			
4 興行場の名称及び所在地	名 称		所在地	

- 添付書類 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十五号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「第八条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改め、同条第三項第三号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第二項中「様式第九号」を「様式第十号」に、「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「様式第七号」を「様式第八号」に、「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届書の様式）

第三条 省令第一条の二第一項の届書の様式は、様式第四号のとおりとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

公衆浴場営業許可申請書						年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長		住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 生年月日（法人にあっては省略） 電 話					
下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。 記							
1	公衆浴場の名称						
2	公衆浴場の所在地 (電話)						
3	公衆浴場の種類						
4	公衆浴場の種別 一般・その他（風営法・熱気等・その他）						
5	構造設備	(1) 建物の配置図、正面図及び側面図並びに施設の配置図 (100分の1の縮図) 別紙のとおり (2) 構造仕様書 別紙のとおり (3) 給排水の配管図 別紙のとおり					
6	使用水の別	・水道水 ・その他 () ・併用 ()	7 入浴料金	大人	中人	小人	共通
8	工事等の予定 定期日	(1) 工事着工予定期日	年 月 日				
(2) 工事完了予定期日		年 月 日					
(3) 営業開始予定期日		年 月 日					
9	申請理由の別		新規・新築又は改築・土地収用				
10	公衆浴場の本屋の中心から400メートルの区域内の見取図（3,000分の1の縮図） 別紙のとおり						
11	一般公衆浴場の本屋の中心から400メートルの区域内に他の一般公衆浴場が存する場合は、これとの直線距離の実測図（500分の1の縮図） 別紙のとおり						
12	公衆浴場法施行条例第6条の規定による措置の基準の緩和を求める場合		規定				
理由							
13	公衆浴場法施行細則第9条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による水質の基準の一部適用除外を求める場合		基準				
理由							
14	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあっては、その指定管理者の名称及び代表者の氏名		名 称				
代表者の氏名							
15	建築確認の有無		有 (年 月 日第 号) 無 (理由)				

添付書類 1 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
 2 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査の結果を記載した書面の写し

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第二号中「第8条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。
様式第十号中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を様式第十一号とする。
様式第九号中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を様式第十号とする。
様式第八号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第九号とする。
様式第七号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第八号とする。
様式第六号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を様式第七号とする。
様式第五号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第六号とする。
様式第四号中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を様式第五号とする。
様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第3条関係）

<p>公衆浴場営業承継届（事業譲渡）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）</p> <p>埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: center;">住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 生年月日（法人にあっては省略）</p> <p>下記のとおり営業者の地位を承継したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 譲渡人の氏名又は 名称及び代表者氏名	
2 譲渡人の住所又は 主たる事務所の所在地	
3 譲渡の年月日	年 月 日
4 公衆浴場の名称	
5 公衆浴場の所在地	
6 許可番号及び許可年 月日	指令 保第 号 年 月 日

- 添付書類 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十六号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十一条第二項中「様式第九号」を「様式第十号」に、「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第四号を削り、同条を第八条とする。

第六条中「様式第七号」を「様式第八号」に、「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「又は」を、「」に改め、「第三条の三第一項」の下に「又は第三条の四第一項」を加え、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（営業者たる譲渡人の地位の承継承認申請書の様式等）

第三条 省令第一条の三第一項の申請書の様式は、様式第四号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項の書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する法第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

様式第一号中 「 年 月 日 生年月日
電 話 を 電 話

（法人にあつては省略） び 「第8条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改め、

11 申請理由の別	新規	・ 営業譲渡
12 (営業譲渡の場合) 3～5及び10について既存の営業からの変更の有無	変更あり	・ 変更なし

を削り、同様式の添付書類3を削り、同様式の注を次のように改める。

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第二号中「第8条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

様式第十号中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第九号中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第八号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第七号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第八号とする。

「第3条の2
第3条の2 第1項
を
第3条の3
第3条の3 第1項」
を
第3条の4

第1項

第1項 に改め、同様式を様式第七号とする。

第1項

様式第五号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第五号とす

る。

様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第3条関係）

旅館業承継承認申請書（事業譲渡）		
（宛先） 埼玉県 保健所長		年 月 日
<譲受人> 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 生年月日（法人にあつては省略）		
<譲渡人> 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名		
下記のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。 記		
1 譲渡の予定年月日	年 月 日	
2 営業施設の名称		
3 営業施設の所在地		
4 許可番号及び許可年月日	指 令 第 号 年 月 日	
5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	
6 施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に在する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図（2,500分の1の縮図） 別紙のとおり		

- 添付書類
- 1 旅館業の譲渡を証する書類
 - 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号事務の種類欄中「法」という。）の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）」を加え、同号委任事務の欄3中「及び8」を「、8及び9」に改め、同欄中10を11とし、7から9までを8から10までとし、6の次に次のように加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄中11を12とし、同欄10中「自動車等を利用して行う営業及び二以上の保健所の所管区域を移動して行う営業（次の11において同じ。）」を「営業」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定に基づき、営業（自動車等を利用して行うもの及び二以上の保健所の所管区域を移動して行うものに限る。次の11及び12において同じ。）の譲渡により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号事務の種類欄中「法」という。）の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同号委任事務の欄中15を19とし、同欄14中「施行規則」を「旅館業法施行規則」に改め、「許可の申請書」の下に「、譲渡及び譲受けの承認の申請書」を加え、同欄14を同欄18とし、同欄中13を16とし、16の次に次のように加える。

17 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき、旅館業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号委任事務の欄中12を15とし、11を14とし、10を13とし、同欄9中「第三条の三第三項」を「第三条の四第三項」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8中「第三条の三第三項」を「第三条の四第三項」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6中「第三条の二第二項」を「第三条の三第二項」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄5中「第三条の二第二項」を「第三条の三第二項」に、「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄4中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に、「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄3の次に次に加える。

4 法第三条の二第一項の規定に基づき、旅館業の譲渡及び譲受けについて承認すること。

5 法第三条の二第二項において準用する法第三条第四項の規定に基づき、旅館業の譲渡及び譲受けの承認を与えるにつき、あらかじめ大学の学長等又は学校教育法に定める所管庁等の意見を求めること。

6 法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項の規定に基づき、譲渡人及び譲受人に対し、承認を与えない旨を通知すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十五号事務の種類「()」の下に「及び生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄に次に加える。

5 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定に基づき、興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十六号事務の種類「法」という。の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同号委任事務の欄中6を7とし、同欄5中「施行規則」を「公衆浴場法施行規則」に改め、「申請書若しくは」の下に「譲渡により営業者の地位を承継した旨の届書、」を加え、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次に加える。

5 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定に基づき、浴場業の譲渡

により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十八号事務の種類「。」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により開設者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十九号事務の種類「。」、「」の下に「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により開設者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号事務の種類「法」という。「」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄4中「及び8」を「8及び9」に改め、同欄中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号専決事項の欄中15を16とし、11から14までを12から15までとし、10の次に次のように加える。

11 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定に基づき、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方機関の表食肉衛生検査センター所長の項第四号事務の種類「欄中「法」という。」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同号委任事務の欄10中「施行規則」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定に基づき、食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「申請しようとする者」の下に「(次項において「申請者」という。)」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請をする場合であつて、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、申請者は、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えなければならない。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、第十三条第二項の規定により変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合には、この限りでない。

様式第七号中「相続・合併・分割」を「譲渡・相続・合併・分割」に、「5 専

「5 営業施設符号

6 専任のふぐ処理者に係る事項

業施設符号」を
(1) 氏名
(2) 住所
に改め、同様式の添付書類中

(3) 免許番号

(4) 免許年月日

3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
様式第七号の添付書類に次のように加える。

5 営業者の地位の承継に当たり、専任のふぐ処理者に変更があつた場合 変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

附 則

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る

ための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「並統（合併・分割）により」を削り、

食鳥処理場の所在地	
食鳥処理場の所在地	承継の理由

を
に改める。

譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

附 則

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千百九十八号

埼玉県議会令和五年九月定例会において議決された令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,510,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,245,989,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,508,677	67,765	2,576,442
	2 負担金	2,333,156	67,765	2,400,921
9 国庫支出金		316,226,730	5,746,986	321,973,716
	1 国庫負担金	120,664,513	4,599,051	125,263,564
	2 国庫補助金	192,319,846	1,147,935	193,467,781
11 寄附金		159,565	10,000	169,565
	1 寄附金	159,565	10,000	169,565
12 繰入金		106,443,296	9,215,065	115,658,361
	2 基金繰入金	105,635,984	9,215,065	114,851,049
13 繰越金		500,000	70,763	570,763
	1 繰越金	500,000	70,763	570,763
14 諸収入		37,862,860	45,000	37,907,860
	4 受託事業収入	2,535,953	45,000	2,580,953

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県債		200,692,000	1,355,000	202,047,000
	1 県債	200,692,000	1,355,000	202,047,000
歳入	合計	2,229,478,879	16,510,579	2,245,989,458

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		102,622,415	10,629	102,633,044
	3 県民費	12,960,304	10,629	12,970,933
3 民生費		430,452,662	13,848,042	444,300,704
	1 社会福祉費	310,847,637	13,848,042	324,695,679
8 土木費		125,107,296	2,163,453	127,270,749
	2 道路橋りょう費	55,862,814	562,779	56,425,593
	3 河川費	33,879,790	829,324	34,709,114
	4 都市計画費	24,179,622	771,350	24,950,972
9 警察費		157,705,529	488,455	158,193,984
	1 警察管理費	145,121,349	488,455	145,609,804
歳出合計		2,229,478,879	16,510,579	2,245,989,458

第2表 継続費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
9 警 察 費	1 警察管理費	高齢者講習施設 庁舎建設費	6,226,721	令和4年度	469,833	6,834,251	令和4年度	469,833
				令和5年度	5,756,888		令和5年度	6,245,343
							令和6年度	119,075

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	2 道路橋りょう費	交差点整備費	25,000
		道路環境整備費	45,000
		バリアフリー安全対策費	60,000
		道路安全施設費	119,777
		道路構造物維持事業費	105,000
		社会資本整備総合交付金(改築)事業費	365,000
		橋りょう修繕費	264,000
		橋りょう架換費	573,500
		橋りょう整備事業費	282,210
8 土木費		緊急浚渫推進費	305,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	3 河川費	河川改修費	4,122,000
		社会資本整備総合交付金(河川)事業費	1,693,184
		河川改修事業費	644,140
		河川施設震災対策費	60,000
		川の再生推進費	450,000
		砂防施設費	30,000
		社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	120,000
	4 都市計画費	街路整備費	14,000
		公園等施設整備費	149,260

第4表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道 路 事 業	5,170,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,353,000			(補正前に同じ。)
河 川 事 業	2,420,000	同	上	上	2,803,000			(同 上)
砂 防 事 業	463,000	同	上	上	473,000			(同 上)
街 路 事 業	1,996,000	同	上	上	2,269,000			(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	1,117,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,135,000			(補正前に同じ。)
警察署庁舎建設事業	9,635,000	同	同	同	10,123,000			(同上)

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光エイノビル

埼玉県和光市本町六番五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十月三日

二 縦覧期間

令和五年十月十七日から令和六年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月十七日から令和六年二月十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡美里町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 保安林として指定された目的

水源のかん養

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県比企郡嵐山町・ときがわ町（以上二町について次の図に示す部分に限

る。）

ロ 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

ときがわ町（次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第千二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画道路三・三・二号東京狭山線、三・三・三号宮本柳瀬線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

所沢市松郷の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十月十七日から令和五年十月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千二百二号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十八街区六画地（八潮市大字大曾根千六百五十八番一外）

(2) 地積

七百六十・一二平方メートル

(3) 予定価格

九千二百七十三万四千六百四十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十八街区十七画地（八潮市大字大曾根千六百五十四番一外）

(2) 地積

三百五十八・六九平方メートル

(3) 予定価格

四千百六十万八千四十円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和五年十月三十日（月）から同年十一月二日（木）までの午前九時から午後四時まで

(2) 郵送受付

令和五年十月三十日（月）から同年十一月二日（木）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和五年十一月十五日（水）から同月十七日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2) 郵送受付

令和五年十一月十五日（水）から同月十七日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

(1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

令和五年十一月二十日(月)午前十時

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額(入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告 示

埼玉県告示第千二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画及び小川都市計画下水道市野川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

滑川町大字羽尾の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所及び滑川町上

下水道課

四 縦覧期間

令和五年十一月六日から令和五年十一月二十日まで

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蒲生岩槻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市蒲生西町一丁目三五三二番一七地先から 同市蒲生西町一丁目三五三二番一七地先まで	越谷市蒲生西町一丁目三五三二番一七地先から 同市蒲生西町一丁目三五三二番一七地先まで	区 間
二二・〇〇〇 二二・〇〇〇	三四・〇〇〇 三四・六〇〇	敷地の幅員 (メートル)
六・〇〇〇		(メートル) 延長
		備考

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十月十七日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

(3) 事業期間

令和6年3月1日(金)から令和9年2月28日(日)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 事業場所

荒川上流水循環センター外

埼玉県深谷市菅沼984外

市野川水循環センター外

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田521-6外

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

- ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。
- エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- オ 企業体の各構成員は、他の企業体の各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア)又は(イ)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また、(ウ)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員(「①代表権を有する取締役」、「②取締役(社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。)」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

- ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- イ 代表構成員は、1日最大処理能力が8,000m³以上のオキシデーションディッチ法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成20年4月1日から令和5年3月31日の15年間において3年以上実施した実績を有する者とする。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。)

ウ 代表構成員以外の構成員は、オキシデーションディッチ法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場又は1日最大処理能力が300m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成20年4月1日から令和5年3月31日の15年間に於いて1年以上実施した実績を有する者とする。(共同企業体の構成員としての実績を含む。)

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に規定する資格を有する者を、荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターに1名ずつ、専任で配置できること。そのうち1名は総括責任者として市野川水循環センターに配置すること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成22年4月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和5年10月17日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記（2）から（3）に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-728-0016

ファクシミリ 048-728-0020

(2) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書（案）
- ・業務要求水準書

イ 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ウ 期間

令和5年10月18日（水）から令和5年10月24日（火）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて市野川水循環センターで閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

令和5年10月17日（木）から令和5年11月15日（水）の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、令和5年11月22日（水）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県桶川市小針領家939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 管理棟3階大会議室

イ 日時

令和5年12月14日（水）午後1時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

令和5年12月13日（水）午後4時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して、使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に、埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と1日最大処理能力8,000m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を令和3年4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の10分の1以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第176条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号)第9条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便により入札書を提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Maintenance and Management of the Sewerage of the Upper Arakawa River and Ichinokawa River Basin

(2) Deadline for Submissions:

In person: 1pm, Thursday December 14, 2023

By registered mail: 4pm, Wednesday December 13, 2023

(3) Contact Information

General Affairs and Management Group

Arakawa Sagan Hokubu District Wastewater Management Office

Saitama Prefectural Government

939 Kobariryouke, Okegawa-shi, Saitama-ken 363-0007

Phone: 048-728-0016 Fax: 048-728-0020

Website: <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十月十七日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

利根川右岸流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

(3) 事業期間

令和6年3月1日(金)から令和9年2月28日(日)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 事業場所

小山川水循環センター外

埼玉県本庄市東五十子382-1外

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント

以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア)又は(イ)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また、(ウ)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員(「①代表権を有する取締役」、「②取締役(社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。)」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 代表構成員は、1日最大処理能力が15,000 m^3 以上の標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成20年4月1日から令和5年3月31日の15年間において3年以上実施した実績を有する者とする。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。)

ウ 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方

式を用いた下水道の終末処理場又は 1 日最大処理能力が 300 m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 15 年間に於いて 1 年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績を含む。）

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する資格を有する者を、総括責任者として専任で配置できること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

（イ）埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

（ウ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 22 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

（エ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（オ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（カ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

（4）参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和 5 年 10 月 17 日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記（２）から（３）に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-728-0016

ファクシミリ 048-728-0020

(2) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書(案)
- ・業務要求水準書

イ 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ウ 期間

令和5年10月18日（水）から令和5年10月24日（火）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて小山川水循環センターで閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

令和5年10月17日（木）から令和5年11月15日（水）の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、令和5年11月22日（水）に郵便又は電子メールで発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県桶川市小針領家939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 管理棟3階大会議室

イ 日時

令和5年12月14日（木）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

令和5年12月13日（水）午後4時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に、埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と

1日最大処理能力が15,000m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を令和3年4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)

この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の10分の1以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときはこれを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第176条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号)第9条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便による入札書の提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。
再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

ア 令和6年度以降の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Maintenance and Management of Sewerage of the Right Bank Drainage Basin of the Tone River

(2) Deadline for Submission:

In person: 10am, Thursday December 14, 2023

By registered mail: 4pm, Wednesday December 13, 2023

(3) Contact Information

General Affairs and Management Group

Arakawa Sagan Hokubu District Wastewater Management Office

Saitama Prefectural Government

939 Kobariryouke, Okegawa-shi, Saitama-ken 363-0007

Phone: 048-728-0016 Fax: 048-728-0020

Website: <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年十月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年十月十九日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する訴訟の提起について
イ その他